

事務連絡
令和3年3月1日

各地域型保育事業施設長様

川崎市こども未来局保育事業部
保育第2課長

公定価格における栄養管理加算の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、公定価格における栄養管理加算については、令和2年度から拡充となり、その加算額及び実施上の留意事項については、国から通知がされているところですが、本市におけるその取扱いについて次のとおりとしますので、通知いたします。

1 栄養管理加算の要件と額の算定方法

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用[※]して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算するもの。

※栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となります。

(2) 加算額の算定方法

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)
とします。

ア 配置^{※1}：(定められた基本額+当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×加算率×100)÷各月初日の利用子ども数

イ 兼務^{※2}：(定められた基本額+当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×加算率×100)÷各月初日の利用子ども数

ウ 嘱託^{※3}：定められた基本額÷各月初日の利用子ども数

※1 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

※2 公定価格の基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

※3 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

2 本市における栄養士の配置等の形態の別の取扱いについて

栄養士の配置等の形態	取扱い
配置	国の公定価格の基本分単価及び市加算運営費の雇用費上必要となる調理員（栄養士）数に <u>含まれない</u> 栄養士が <u>月20時間以上</u> 独立配置されている場合
兼務	上記「配置」に当たらない場合で、国の公定価格の基本分単価及び市加算運営費の雇用費上必要となる調理員（栄養士）数に <u>含まれる</u> 栄養士が <u>月20時間以上</u> 独立配置されている場合
嘱託	上記「配置」及び「兼務」に当たらない場合で、国の公定価格の基本分単価及び市加算運営費の雇用費上必要となる調理員（栄養士）数に <u>含まれるかに関わらず</u> 、栄養士を毎月嘱託等により配置している場合

※すでに他施設で栄養士として雇用し、栄養管理加算の対象となっている場合は対象外となります。

3 栄養管理加算の請求可能時期について

栄養管理加算の請求については、本市給付費支払システム及び請求ソフトの改修が完了し、12月からの請求が可能となりましたので、4月までに遡及し精算ください。

(保育第2課)

電話 044-200-3128

E-mail 45hoiku2@city.kawasaki.jp